

国民保護法の構成

< 第1章 総則 >

- ・国、地方公共団体等の責務
- ・国民の協力
- ・配慮事項
 - ・国民に対する正確な情報の提供
 - ・基本的人権の尊重等
 - ・国民の権利利益の迅速な救済
 - ・指定公共機関の自主性の尊重等
- ・国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- ・国民の保護のための措置の実施体制
 - ・**武力攻撃事態等現地対策本部の設置**
- ・国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
 - ・国の基本指針
 - ・国及び地方公共団体の計画
 - ・指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・訓練
 - ・**防災訓練との有機的連携に配慮**

< 第2章 住民の避難に関する措置 >

- ・対策本部長による警報の発令
- ・対策本部長による避難措置の指示
- ・都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・都道府県の区域を越える住民の避難
- ・市町村等による避難住民の誘導

< 第3章 避難住民等の救援に関する措置 >

- ・対策本部長による救援の指示
- ・都道府県知事による避難住民等の救援の実施（収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等）
- ・収容施設等の確保、物資の収用等
- ・医療の確保
- ・安否情報の収集等

< 第4章 武力攻撃災害への対処に関する措置 >

- ・武力攻撃災害への対処
- ・生活関連等施設の安全確保
- ・原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・市町村長等の応急措置等（物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等）
- ・消防（広域支援等）
- ・保健衛生の確保（感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等）
- ・被災情報の収集等

< 第5章 国民生活の安定に関する措置等 >

- ・国民生活の安定（生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等）
- ・生活基盤の確保（電気・ガス・水の安定的供給、運送・通信・郵便等の確保等）
- ・施設及び設備の応急の復旧

< 第6・7・8・9・10章・11章・附則 その他 >

- ・復旧、備蓄その他の措置
- ・財政上の措置等（損失補償、損害補償、費用負担等（**訓練費用も国負担**））
- ・緊急処理事態に対処するための措置（責務、緊急処理事態の認定等）
- ・雑則、罰則、**事態対処法の一部改正**、附則

下線・太線部分は、国会での修正部分